

募 集

住宅にお困りの方を対象に、町営住宅の入居者を募集します!!

▼募集住宅の区分 ☆既存空き家住宅 8戸

住宅名/戸数	住 所	住宅の構造	タイプ	家 賃	床面積	学 区
古町川尻住宅 (3戸)	字古町川尻426 (緑町)	鉄筋コンクリート造 4 階建	3DK	13,100～ 25,800円	57.2㎡	小学校/坂下小学校 中学校/第一中学校
(緑 町 1 戸) (茶屋町 2 戸)	字古町川尻355 (茶屋町)	鉄筋コンクリート造 4 階建	3DK	14,200～ 29,000円	60.7～ 61.3㎡	小学校/坂下小学校 中学校/第一中学校
台ノ下住宅 (2戸)	字台ノ下770 (古坂下)	簡易耐火造 平屋建	3K	5,600～ 11,200円	42.6～ 48.7㎡	小学校/坂下小学校 中学校/第一中学校
新中岩田住宅 (2戸)	字中岩田47 (新町)	鉄筋コンクリート造 3 階建	3DK	13,900～ 28,200円	60.5㎡	小学校/坂下小学校 中学校/第二中学校
中岩田南住宅 (1戸)	字中岩田10 (新町)	鉄筋コンクリート造 4 階建	3DK	24,100～ 47,300円	66.5㎡	小学校/坂下小学校 中学校/第二中学校

●中岩田南住宅以外の駐車場については、設置されておきませんので、車を所有している方は民間駐車場を借りることを条件とします。

●今後の退去状況により、募集戸数が増減する場合があります。

※いずれの住宅も、家賃は収入により異なります。

▼入居予定月 平成23年 4 月上旬

▼入居資格

次の (1) ～ (5) すべて満たす事が条件です。

- (1) 現に住宅に困窮していることが明らかなこと。
- (2) 地方税及び上下水道使用料等を滞納していないこと。
- (3) 過去において公営住宅に入居していた方及びその配偶者が入居する場合は、過去の家賃を滞納していない方。
- (4) 世帯の収入が、公営住宅法により定められた収入額以下であること。
- (5) 入居しようとする者が暴力団員でないこと。

▼受付期間 2月14日(月)～2月28日(月)
土・日・祝日を除く
午前 8 時30分～午後 5 時15分まで

▼申し込み方法【申込みに必要な書類】

- 町営住宅入居申込書 (役場建設班にあります。)
- 住民票謄本 (市町村の戸籍窓口で交付)
 - * 入居者全員の本籍・続柄・世帯主が記載されているもの。
 - * 別居扶養親族がいる場合はその方の分も必要です。
- 所得を証明できる書類 (平成22年度所得証明書等)
 - * 18歳以上の入居者全員。所得のない方も必要です。ただし、高校生・大学生は学生証の写し。
 - * 18歳未満の方でも収入のある方は所得証明書が必要です。
- 納税証明書 (市町村の税務窓口で交付)
 - * 他市町村に住所がある方は、当該年度及び過去 2 か年分の納税証明書が必要です。
- 婚約証明書 (婚約中の方が申し込む場合)
- 現在お住まいのアパートの賃貸借契約書写し

▼申し込み・問い合わせ先

建設部 建設班 TEL 84-1506 (内線264)

家電リサイクル券あります

金属故紙買取・廃棄物収集運搬

有限会社 坂下リサイクルサービス

電話 (0242) 83-3402
会津坂下町大字牛川字弥五畑343-1

印刷メディアの新基準  Digital Work Printing

北斗印刷株式会社

本 社 〒965-0052 会津若松市町北町大字始字深町67-2
TEL.(0242) 32-2366 FAX.(0242) 32-2396
✉ hokuto@aizu-hokuto.com

東京営業所・福島営業所・喜多方営業所
総合広告代理店 有限会社ノースプランニング TEL.0242-32-2566

業務内容◎チラシ、パンフレット、広報紙、会社案内、ポスター、DM、カレンダー、記念誌、自費出版、Web関連の企画制作 他

<http://www.aizu-hokuto.com>

募 集

会津坂下町役場臨時職員募集

平成23年4月からの臨時職員と緊急雇用対策としての臨時職員を募集します。希望する方はお申し込みください。

《①幼稚園・保育所・臨時保健師・看護師》

▼職種及び募集予定人員

- 幼稚園臨時教諭 「若干名」
- 保育所臨時保育士 「若干名」
- 臨時保健師・看護師 「若干名」
- 幼稚園臨時教諭パート 「若干名」
- 保育所臨時保育士パート 「若干名」

▼応募資格

昭和36年4月1日以降に生まれた方で、それぞれ以下の資格・免許を有する方、または取得見込みの方。ただし、幼稚園臨時教諭パート及び保育所臨時保育士パートについては、概ね60歳までとします。

- 幼稚園臨時教諭 「幼稚園教諭免許」
- 保育所臨時保育士 「保育士資格」
- 臨時保健師・看護師 「保健師看護師免許」

《②緊急雇用対策としての一般事務》

▼職種及び募集予定人員

一般事務 「2名」 各小・中学校の図書室でデータ入力及びバーコード貼り付け事務

▼応募資格

昭和26年4月1日以降に生まれた方で、離職を余儀なくされ、図書に興味があり、パソコン操作等のできる方。

【①・②共通事項】

▼雇用条件

- 雇用期間
 - ①…原則として11か月雇用（短期間雇用の場合もあります。）
 - パートについては、相談により決定します。
 - ②…原則として6か月雇用（ただし、最長1年までの期間延長も可）
- 勤務を要しない日
 - 土・日曜日及び交代制による所属長が指定する日・休日（祝日法に定める休日並びに1月2日及び3日並びに12月29日から31日までの日）
 - ※ただし、保育所臨時保育士については、時差出勤により勤務することになり、土曜日も月2日程度勤務を要します。

- 勤務時間 条例定数内職員の例による。
- 有給休暇 雇用3か月目より年間10日間（11か月雇用の場合）
- 社会保険及び雇用保険加入
- ※その他詳細は、会津坂下町賃金支弁職員雇用等管理規程に基づく。
- ※配属先により、勤務日・勤務時間は若干異なることがあります。

- ▼提出書類
 - ①履歴書
 - ②資格・免許の写し、又は取得見込みを証明する書類
- ▼申込期限 2月24日（木）まで（土・日・祝日を除く）
午前8時30分～午後5時15分
- ▼申し込み・問い合わせ先
行政管理班 TEL 84-1503

案 内

統一地方選挙

～県議会議員選挙・町長選挙～

平成23年4月には、第17回目の統一地方選挙が予定されております。統一地方選挙は、4年毎に集中する地方選挙を、国民の地方選挙に対する関心を高めるためや選挙の円滑な執行と経費の節減のため、そのつど「臨時特例法」を制定し、選挙期日等を統一して行うものです。会津坂下町において行われる統一地方選挙は、下記のとおりです。

選挙名	定数	告示日	投票日
福島県議会議員一般選挙（河沼郡選挙区）	1人	平成23年 4月1日（金）	平成23年 4月10日（日）
会津坂下町長選挙	1人	平成23年 4月19日（火）	平成23年 4月24日（日）

※投票時間は、午前7時から午後7時までです。

◎期日前投票について

投票日当日に都合があって投票所に行けない方は、告示日の翌日から投票日の前日まで期日前投票ができます。

▼問い合わせ先

行政管理班（選挙管理委員会） TEL 84-1503

献血にご協力ください

「献血で 未来へつなぐ 命の輪」
～無償の献血が尊い生命を救います～

献血を実施しますので町民の皆様
のご協力をお願いいたします。



《2月15日（火）》

▼場所・時間 J A会津みどり坂下総合支店前
午前9時30分～午後0時30分

▼場所・時間 坂下厚生総合病院前
午後2時～午後5時

《3月6日（日）》

▼場所・時間 リオンドール坂下中央店前
午前9時30分～午後0時30分
午後1時30分～午後4時30分

▼対 象

- ①16～69歳の方（65歳～の方は60～64歳までに献血経験のある方）
 - ②体重 男性45kg 女性40kg以上の方
 - ③過去に輸血を受けた経験が無く、現在健康な方
- ※3月実施には高校生ボランティアのご協力をいただきます。

▼問い合わせ先

健康増進班（健康管理センター）TEL 83-1000

案 内

町税等の口座振替依頼締切日について

町税等を口座振替で納めるには金融機関での手続きが必要となります。平成23年度第1期分から利用される場合は、締切日までに手続きをしてください。用紙は各金融機関窓口にて備え付けてあります。

▼ご利用いただける金融機関

東邦銀行、大東銀行、会津信用金庫、会津商工信用組合、J A会津みどり町内各支店、ゆうちょ銀行（各店舗の窓口で申請してください。）

▼税目別口座振替依頼書締切日

税 目	口座振替依頼書締切日
固定資産税	2月28日（月）
軽自動車税	3月31日（木）
町 県 民 税	4月28日（木）

※締切日以降の受付分は第2期からの振替（一括納付の場合は次年度）からとなります。

▼問い合わせ先

税務管理班（⑥番窓口）TEL 84-1502

使用者も労働者も、必ずチェック！最低賃金

常用・臨時・パート・アルバイトなどの名称にかかわらず、福島県内の事業場で働く全ての労働者に適用になります。

最低賃金件名		最低賃金額(円)	効力発生年月日
		1時間	
福島県最低賃金（下記の5産業を除く全産業）		657円	平成22年10月24日
産業別最低賃金	非鉄金属製造業	768円	平成22年12月18日
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	723円	平成22年12月24日
	輸送用機械器具製造業	757円	平成22年12月17日
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業	756円	平成23年1月26日
	自動車小売業	753円	平成22年12月9日

（注）実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- ①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ②1ヶ月を超える期間ごとに支払われている賃金（賞与など）
- ③時間外・休日・深夜労働に対して支払われる賃金（割増賃金など）
- ④精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

（注）産業別最低賃金の一部に適用除外業種や業務があります。

▼問い合わせ先 福島労働局賃金室 TEL 024-536-4604

案内

公的個人認証サービスの電子証明書の発行を受けている方へ

電子証明書の有効期間は、発行の日から3年間です。（有効期間は、電子証明書の写しや公的個人認証サービス利用者クライアントソフトの「証明書表示ツール」等で確認できます。）失効した場合には、所得税の確定申告などの電子申請・届出に使うことができません。更新される方は、戸籍窓口で手続きをお願いします。有効期間満了の1か月前より申請できます。

▼受付時間 平日の午前9時～午後5時

▼持参品 ①更新する電子証明書が格納された住民基本台帳カード
②顔写真付きの本人確認書類（運転免許証等）
③更新手数料 500円

▼問い合わせ先

戸籍環境班（①番窓口）TEL 84-1500

2月10日は子ども手当の支給日です。

今回の子ども手当の支給は10月～1月分です。個別に支給通知はしませんので、登録されている通帳の記帳によりご確認ください。

▼問い合わせ先

生活部 福祉班（③番窓口）TEL 84-1522

注意

会津坂下警察署より

会津坂下町では12月中、刑法犯5件の発生がありました。昨年より刑法犯マイナス2件。

最近、会津坂下警察署管内において、電力会社を名乗り「検針票を見せてほしい」などの電話が、会社等にかかれてくる事案が発生しています。

東北電力や電気保安協会ではそういった業務は委託しておりませんので、注意しましょう。

会津坂下町内街頭犯罪等発生状況（平成22年12月末現在）

区分	管内	会津坂下町	区分	管内	会津坂下町
空き巣	2	1	自販機	6	6
忍び込み	1	1	車上	20	15
事務所	1		部	1	1
出店	1		強		
自動車盗	5	2	街頭犯罪	55	44
オートバイ盗			全	139	101
自転車盗	18	16	法		

○会津坂下警察署 TEL 83-3451

ばんげファミリー・サポート・センター 提供会員講習会を開催します

提供会員講習会を、3月上旬から中旬に予定しています。子どもの好きな方、ボランティア活動に興味のある方などぜひ受講してみませんか？

講習を受けるには事前に登録が必要です。

▼主な内容

- ・ファミリーサポート事業について
- ・障がいのある子どもの預かりについて
- ・子ども・子育てを取り巻く環境について
- ・子どもの事故と安全
- ・小児看護の基礎知識 他

▼問い合わせ先

ばんげファミリー・サポート・センター
TEL 83-0708

就学援助制度について

就学援助制度は、経済的理由により就学困難な児童及び生徒を援助する制度で、お子さんが楽しく勉強できるように学校で掛かる費用の一部を援助します。

▼対象 町内の小中学校に在籍する児童生徒の保護者（非課税世帯等が対象）

▼内容 学用品費、通学用品費、学校給食費、修学旅行費などの一部を援助

▼その他 収入の状況や各種援助事業の受給状況等を審査し要件を満たす世帯が該当になります。（審査の結果、該当にならない場合があります。）

▼申込期限 3月4日（金）

▼申し込み・問い合わせ先

教育委員会 教育総務班（町民体育館内）
TEL 83-2234

まちづくり講演会 「地域づくりはまちづくり」

平成23年4月からスタートする第五次会津坂下町振興計画では、地域コミュニティの醸成を目指すため、住民・地域・行政が一体となって「まちづくり」に取り組み、住民の絆とその力を活かし、地域の課題解決を図っていきます。

実際に地域づくりに取り組んでいる方のお話を聞いて、一人ひとりが地域にどのように関われるのか考え、「地域づくり」についての理解を深めましょう！第五次会津坂下町振興計画の発表も行ないます。

▼講師 宮城大学事業構想学部教授 風見正三氏
新潟県上越市安塚区細野
集落区長 丸山 新氏

▼日時 3月6日（日）13時30分～

▼場所 中央・坂下公民館 大研修室

▼問い合わせ先

政策財務部 政策企画班 TEL 84-1504

お知らせ版 information

注 意	○申し込みは原則、土・日・祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分
	○費用・料金等の記載のないものは無料
	○「申込」の記載があるものは事前に申し込みが必要

事業名	日時	場所	申し込み・ 問い合わせ先	備 考
ばんげ 健やかキッズ	2月17日(木) 午前10時 ～11時30分	健康管理 センター	健康管理センター TEL 83-1000 ※申込みは いりません	対象者 2歳～幼稚園入園前の子供と保 護者 持参品 オムツ・飲み物 内 容 読み聞かせ・手遊びなど
	3月3日(木) 午前10時 ～11時30分			対象者 0～1・1～2歳の子供と保護者 持参品 オムツ・ミルク・飲み物 内 容 ふれあい遊び
大好評!! おふくろ クッキング開催!!	2月28日(月) 午前9時30分 ～午後0時30分	健康管理 センター	健康管理センター TEL 83-1000 ※2月21日(月) までに託児の有無 も併せて申込みく ださい。	毎年好評をいただいております、「おふ くろクッキング」を開催いたします。託 児室も設けますので、ぜひ参加しておふ くろの味に挑戦し、レポートリーを増や しましょう!! 「家庭でいかす調理の基本」 内 容 魚をさばいて調理、豆腐を使っ た料理、野菜の飾り切り 対象者 40代まで(男性大歓迎) 参加費 毎回300円 持参物 エプロン
	3月15日(火) 午前9時30分 ～午後0時30分			「郷土料理を我が家で」 内 容 五目おこわ、こづゆ、くるみあ え 対象者 40代まで(男性大歓迎) 参加費 毎回300円 持参物 エプロン
ばんげ保育所に 遊びにおいでよ!	2月20日(日) 午前10時～正午	ばんげ保育所 遊戯室	ばんげ保育所 TEL 83-3202	♪たのしく ダンシング♪ 内 容 親子でストレッチ、リズムに合 わせて元気に体操
人権・行政相談会	3月1日(火) 午前10時 ～午後3時	会津坂下町 老人福祉 センター	会津坂下町 老人福祉センター TEL 83-2837	家庭内のもめごと、近隣とのトラブルを はじめとする人権や行政問題等につい ての相談会を開催します。 人権擁護委員 目黒 功(上町) 佐藤弘子(大沢) 歌川新喜(宇内) 小池喜八(青津) 目黒兵庫(矢ノ目) 行政相談委員 芦沢美也子(小原)
司法書士 土地家屋調査士 による相談会	3月3日(木) 午前9時30分 ～正午	会津坂下町 老人福祉 センター	会津坂下町 老人福祉センター TEL 83-2837	財産、土地家屋問題などに関する困りご との相談に応じます。
糸桜里の湯 ばんげより	【3月の休館日】 3月14日(月) 3月15日(火)		糸桜里の湯 ばんげ TEL 83-1151	定期配管洗浄作業のため、休館いたしま す。

町史第6巻資料編Ⅲ近代・現代（下） 戦没者名簿掲載

予約受付中！

電話で受付けております。
申込先 町史編さん室 電話83-2234

「第六巻資料編Ⅲ近代・現代（下）」

第一編 近代

第一章 近代への曙

第一節 近世の町村から近代の町村へ

第二節 一揆、騒擾から議会活動

第三節 産業の変化

第四節 社会とくらし

第五節 学校の始まりと文化

第二章 町村の形成と地域社会

第一節 地域社会の再編成

第二節 日清日露戦争と地域社会

第三節 明治期の産業と経済

第四節 明治後期の教育と社会

第三章 デモクラシーから強権への移行

第一節 大正期の政治

第二節 産業や交通の発展

第三節 社会の状況と災害

第四節 教育の広がりとは文化

第四章 激動の昭和前期

第一節 昭和恐慌下の町と村

第二節 産業、技術、流通の発展

第三節 くらしと災害

第四節 昭和前期の教育と文化

第二編 現代

第一章 戦後復興期の町村

第一節 民主化・地方分権化の動き

第二節 農業の再編・産業の振興

第三節 生活の安定を求めて

第四節 教育民主化と六・三・三制の開始

第二章 会津坂下町の誕生と町づくり

第一節 会津坂下町の誕生

第二節 合併、会津坂下町の町づくり

第三節 産業の振興

第四節 高度経済成長と町民の暮らし

第五節 新たな町づくりの模索

第三章 安定成長期の会津坂下町

第一節 町づくりの模索

第二節 産業経済の変化

第三節 高齢化の進展と生活基盤の整備

第四節 教育と文化

名簿・統計編

一 会津坂下町歴代四役

二 会津坂下町議会議員

三 戦没者名簿

四 戸数・人口

五 歳入歳出決算

六 合併後の勤業状況

軽自動車の手続きはお済みでしょうか！？

軽自動車・バイク・乗用田植機等の農耕車の購入や廃車、名義変更又は住所変更をした場合は手続きが必要です。手続きをしないと変更内容が反映されず課税されますのでご注意ください。詳細な内容は下記のとおりです。

車種	手続き場所	手続き内容	電話番号
原付バイク 農耕車 (乗用田植機 コンバイン等)	会津坂下町役場 税務管理班 (⑥番窓口)	登録の場合は、総排気量・車名・車体番号・型式がわかるものと印鑑をご持参下さい。廃車、名義変更の場合はナンバーと印鑑をご持参下さい。	84-1502
軽四自動車 軽二輪バイク 小型二輪バイク	県軽自動車協会 または 会津若松自家用 自動車組合	役場では手続きができませんので、県軽自動車協会または会津若松自家用自動車組合へお問い合わせください。	県 024-546-2577 会津若松 27-0210

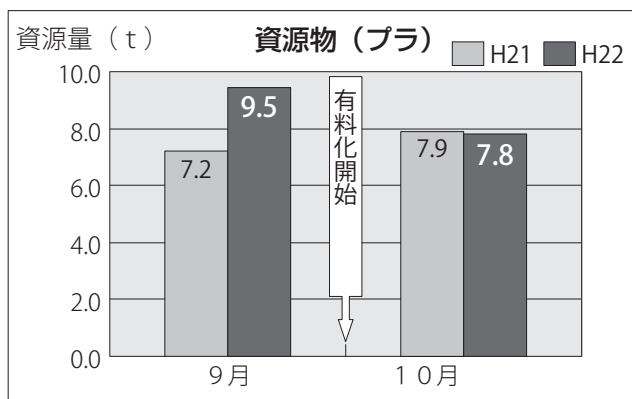
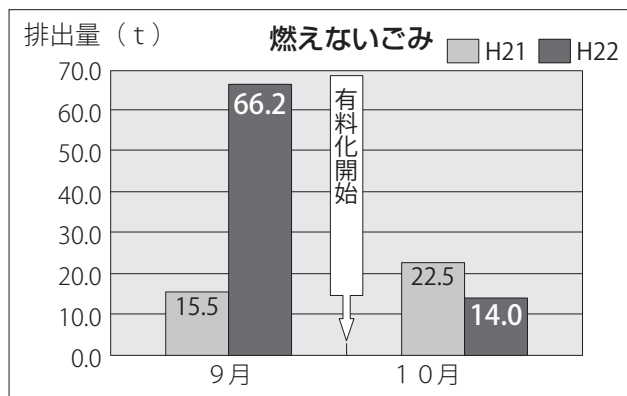
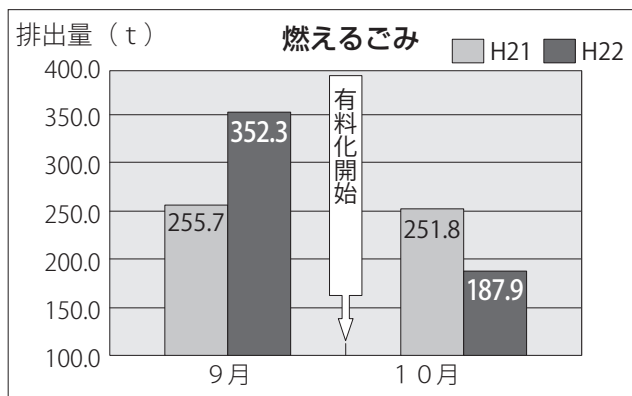
なお、町外へ転出される場合は、住所変更の手続きが必要です。手続きをしないと転出先ではなく、会津坂下町で課税されます。

軽自動車税の課税基準日は4月1日です。忘れずに手続きしましょう!!

現在のごみの排出状況

将来のごみ処理施設建設負担金の準備とごみの減量化を目指し、昨年10月1日からごみ処理手数料の有料化が実施されました。手数料収入は9月～12月までの合計で、7,469千円となりました。

有料化実施前後のごみの排出状況についてお知らせをいたします。



有料化直前のごみ搬出状況

前年同月との比較した割合 (%)

	燃えるごみ	燃えないごみ	資源物
9月	+37.8%	+326.6%	+31.4%
10月	△25.4%	△37.7%	△1.1%



有料化直前の9月は、ごみの排出量が前年の同時期に比べ30%以上と大きく増加しました。特に、燃えないごみについては、前年の4倍程度となり、集積所からあふれている箇所もありました。これは、有料化実施前に処分しようとする方が増えた為と思われます。

これに対し、有料化実施直後の10月は、燃えるごみ、燃えないごみは大きく減少し、前年度の同時期から比べても大きく減少しました。資源物のプラについては、燃えるごみを資源物として出す方が増えたため、他のごみと比べわずかな減少にとどまっています。

分ければ資源、混ぜればゴミ。
ごみの減量化と分別回収へのご協力をお願いいたします。

【問い合わせ先 戸籍環境班 (②番窓口) TEL 84-1500】

(株)あいづダストセンター

事業系一般廃棄物・粗大ごみ等
 廃棄物のことならお気軽にご相談下さい

□本社／会津若松市神指町大字南四合字才ノ神461
 □事業所／柳津町大字藤字鶴ヶ峯4330-23

TEL0242-36-5351
 TEL0241-42-2890



ISO14001:2004認証取得
 登録番号:2006/329